

八百津町带状疱疹予防接種費用の一部助成について



令和6年4月1日から带状疱疹ワクチンの予防接種を希望される人に、接種料金の一部費用を助成します。詳細は、以下の内容をご確認ください。

【対象者】

八百津町に住民登録のある接種日時時点で満50歳以上のかた（令和6年4月1日以降に接種したものが対象です）

※助成はいずれかのワクチンで生涯に一度、決められた回数のみです。

【助成対象となるワクチン】

ワクチンの種類	生ワクチン	不活化ワクチン
助成金額及び回数	4,000円（1回）	1回につき10,000円（2回）
接種方法	皮下注射	筋肉内注射
予防効果持続期間	5年程度	10年以上

※接種費用は医療機関ごとに異なりますので、各医療機関にご確認ください。

【接種、助成申請の流れ】

- ①医療機関に接種の予約をする
- ②予約日に医療機関で接種を受ける
- ③接種費用全額を、医療機関に支払う
- ④助成金の申請をする

【申請書類】

- ・八百津町带状疱疹予防接種費用助成申請書兼請求書
- ・領収書（原本）
- ・診療報酬明細書（原本）または、接種したワクチンの種類および接種日がわかる書類

※申請の際は、印鑑と振込口座の分かるものをお持ちください。

【注意】

- ・令和6年4月1日より前に受けた带状疱疹ワクチン接種費用は対象となりません。
- ・接種費用は医療機関ごとに異なりますので、各医療機関にご確認ください。
- ・ワクチンのキャンセルが難しい場合がありますので、予約は慎重にお願いします。

お問合せ先

八百津町役場 健康福祉課 健康増進係

電話 0574-43-2111（内線2561、2562）